

| 現行 | 改定後 | 備考 |
|---|--|------------------------------|
| 第1条（語句の定義） | 第1条（語句の定義） | |
| 2. 「提携先」とは、JAL・JCB カードの場合は株式会社ジェーシー・サービスおよび株式会社ジェーシー・サービスの指定するカード発行会社を、JAL・Visa カード、JAL・Mastercard および JAL アメリカン・エキスプレス®・カードの場合は三菱 UFJ ニコス株式会社を、JAL ダイナースカードの場合は三井住友トラストクーラブ株式会社を、JAL カード Suica の場合は株式会社ビューカードを、JAL カード OP クレジットの場合は <u>小田急電鉄株式会社</u> を、それぞれ意味するものとします。また、当社と各提携先を合わせて、以下「両社」というものとします。 | 2. 「提携先」とは、JAL・JCB カードの場合は株式会社ジェーシー・サービスおよび株式会社ジェーシー・サービスの指定するカード発行会社を、JAL・Visa カード、JAL・Mastercard および JAL アメリカン・エキスプレス®・カードの場合は三菱 UFJ ニコス株式会社を、JAL ダイナースカードの場合は三井住友トラストクーラブ株式会社を、JAL カード Suica の場合は株式会社ビューカードを、JAL カード OP クレジットの場合は <u>株式会社ジェーシー・サービス</u> を、それぞれ意味するものとします。また、当社と各提携先を合わせて、以下「両社」というものとします。 | 小田急電鉄株式会社→株式会社ジェーシー・サービスへ修正。 |
| 2023年4月1日改定 | <u>2023年8月16日改定</u> | |